

# 安芸広域市町村圏事務組合幹事会設置要綱

(平成 2 年 11 月 22 日 要綱第 1 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 要綱第 1 号

平成 28 年 3 月 15 日 要綱第 1 号

(設置目的)

第 1 条 安芸広域市町村圏事務組合の事業に係る事務の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

(組織)

第 2 条 幹事会は、構成市町村の副市町村長及び担当課長をあてる。

2 幹事会に代表幹事、副代表幹事を置く。

3 代表幹事、副代表幹事は、幹事の中から互選する。

(任務)

第 3 条 幹事会は、管理者の命を受けて、広域的課題に対する政策立案及び組合の事業に係る必要な事務を処理する。

(会議)

第 4 条 幹事会は、必要に応じて代表幹事が招集し、議長となる。

2 幹事会のもとに、担当課長会を置くことができる。

3 担当課長会は、それぞれの所管に応じ、随時事務局長及び管理局长が招集する。

(委任規定)

第 5 条 幹事会の運営に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 11 月 22 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日 要綱第 1 号)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日 要綱第 1 号)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。